

十勝港港湾施設管理条例 新旧対照表

改 正	現 行
<p>(禁止行為)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>2 何人も、水域施設内において遊泳又は正当な理由なく潜水してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 広尾漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳及び潜水をする場合</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めて許可した場合</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 (略)</p> <p><u>2 第18条第2項の規定に違反したものは、科料に処する。</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 (略)</p>